国家賠償法の一部を改正する法律案要綱

一　公務員の損害賠償責任

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、損害賠償責任を負うものとすること。

（第一条第二項関係）

二　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとすること。

（附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整備を行うこと。